

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」の一部を次のとおり改正する。
※改正部分は下線部分である。

改正後	改正前
<p>(法令等の遵守)</p> <p>第3条 第一種会員（デリバティブ）は、暗号資産等関連デリバティブ取引業務を行うに当たり、本規則のほか犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。）その他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、その業務を行うに当たり、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（平成30年2月6日金融庁）</u>（以下、改正後のものを含め、「<u>マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン</u>」という。）記載の「対応が求められる事項」を実施するとともに、「対応が期待される事項」の実施に努めなければならない。</p>	<p>(法令等の遵守)</p> <p>第3条 第一種会員（デリバティブ）は、暗号資産等関連デリバティブ取引業務を行うに当たり、本規則のほか犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。）その他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、その業務を行うに当たり、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（平成30年2月6日金融庁、以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）</u>記載の「対応が求められる事項」を実施するとともに、「対応が期待される事項」の実施に努めなければならない。</p>
<p>(確認記録の添付資料の取扱い等)</p> <p>第20条 第一種会員（デリバティブ）は、犯収法施行規則第20条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる事項のうち、第一種会員（デリバティブ）がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（デリバティブ）は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>4 第一種会員（デリバティブ）は、本人確認書類として医療保険の<u>資格確認書</u>が用いられた場合、本人確認書類を特定するに足りる事項として、当該<u>資格確認書</u>の被保険者等記号・番号等以外の事項を記載しなければならない。</p>	<p>(確認記録の添付資料の取扱い等)</p> <p>第20条 第一種会員（デリバティブ）は、犯収法施行規則第20条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる事項のうち、第一種会員（デリバティブ）がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（デリバティブ）は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>4 第一種会員（デリバティブ）は、本人確認書類として医療保険の<u>被保険者証</u>が用いられた場合、本人確認書類を特定するに足りる事項として、当該<u>被保険者証</u>の被保険者等記号・番号等以外の事項を記載しなければならない。</p>
<p>(内部監査の実施等)</p> <p>第37条 第一種会員（デリバティブ）は、内部監査部門を設け、次の各号その他第一種会員（デリバティブ）が必要と認める事項をもって監査計画を策定し、第1線や第2線から独立した立場から、定期的に、マネロン・テロ資金供与対策に係る内部監査を適切に実施しなければならない。</p> <p>(1) マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性 (2) 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等 (3) 職員に対する研修の実効性 (4) 異常取引の検知状況 (5) 検知基準の有効性等を含むITシステムの運用状況 (6) 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(内部監査の実施等)</p> <p>第37条 第一種会員（デリバティブ）は、内部監査部門を設け、次の各号その他第一種会員（デリバティブ）が必要と認める事項をもって監査計画を策定し、第1線や第2線から独立した立場から、定期的に、マネロン・テロ資金<u>提供</u>対策に係る内部監査を適切に実施しなければならない。</p> <p>(1) マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性 (2) 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等 (3) 職員に対する研修の実効性 (4) 異常取引の検知状況 (5) 検知基準の有効性等を含むITシステムの運用状況 (6) 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>附則（2020年4月24日決議） この規則は、2020年5月1日から施行する。</p> <p>附則（2024年6月14日決議） この規則は、2024年10月25日から施行する。</p>	<p>附則（2020年4月24日決議） この規則は、2020年5月1日から施行する。</p> <p>附則（2024年6月14日決議） この規則は、2024年10月25日から施行する。</p>

附則（2025年●月●日決議）

（施行日）

第1条 この規則は、2025年●月●日から施行する。

（経過措置）

第2条 2025年12月1日までの期間において、2024年12月2日時点で現に交付されている医療保険の被保険者証（被保険者証の有効期間が経過していないものに限る。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第1号ハに掲げる本人確認書類とみなし、会員が本人確認書類として当該被保険者証を用いた場合には第20条第4項を適用する。

（新設）